

いながわ 情報ポケット

イベント・催し

いながわ歴史まつり
 とき 6月21日(土) 午前10時～午後3時
 ところ 文化体育館
参加費 無料
内容 藤岡眞澄さん(町文化財審議委員)の楽しく歴史を紹介する講演会、伝統の遊び紹介・体験、展示など
問合せ 生涯学習課(767-2600)

講座・教室

夏の短期水泳教室
 とき・対象 1期=7月29日(火)～8月1日(金)・2期=8月19日(火)～同22日(金)の各4日、Aコース(6歳～中学生)=午前8時～同9時・Bコース(3歳～6歳)=午前9時～同10時
 ところ 町B & G 海洋センター
定員 各先着30人
参加費 4,000円
申込・問合せ 1期は6月29日、2期は7月6日から、同センター(767-4100)

募集

猪名川町美術展「町展」の作品
作品受付 9月6日(土)・同7日(日) 午前10時～午後3時
部門 絵画、立体・工芸、書、写真
応募資格 満16歳以上の人(町外も可)
ところ 文化体育館
応募規定 1部門2点以内、未発表の作品
出品料 1部門1,000円
要項 町内各施設に設置
申込・問合せ 生涯学習課(767-2600)

夏っ子キャンプ2008の参加者
 とき 8月23日(土)～同25日(月)
ところ 県立嬉野台生涯学習センター
内容 天体観測・水遊びなど
対象 小学1～6年生
定員 先着55人
参加費 子ども会会員8,000円(会員外8,500円)
申込・問合せ 6月23日必着で住所・氏名・学年・保護者氏名・子ども会名・電話またはFAX番号を記入し、持参またはFAXで生涯学習課(767-2600・FAX767-2880)

しゃぼんだまで遊ぼうの参加者
 とき 6月30日(月) 午前10時～同11時
ところ 子育て支援センター
対象 町内在住の1才半～就園前の子どもと保護者
定員 先着20組
申込・問合せ 同センター(766-7800)

ポークアウト体験の参加者
 とき 6月22日(日) 午前10時～午後2時30分
ところ 尼崎市立青少年いこいの家(万善)
内容 野外料理など
対象 幼稚園年長以上(保護者同伴)
参加費 無料
申込・問合せ 6月18日までに福田宅(766-0116)

ポークアウト体験の参加者
 とき 6月22日(日) 午前10時～午後2時30分
ところ 尼崎市立青少年いこいの家(万善)
内容 野外料理など
対象 幼稚園年長以上(保護者同伴)
参加費 無料
申込・問合せ 6月18日までに福田宅(766-0116)

広告

福祉医療の更新

下表の福祉医療受給者で、平成19年中の所得が所得制限額以内の人には、6月末までに新しい医療受給者証を送付します。旧受給者証は、有効期限経過後に健康課・福祉課、もしくは日生・六瀬住民センターへ返却してください。
 問い合わせは、老人・高齢重度心身障害者医療については健康課(766-8781)、その他の福祉医療については福祉課(766-8701)へ。

福祉医療制度一覧

制度名	対象者
老人医療	満65歳から69歳の人
高齢重度心身障害者医療	後期高齢者医療制度に加入している65歳以上の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1級のいずれかの交付を受けている人
重度心身障害者(児)医療	後期高齢者医療制度に加入していない74歳未満の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1級のいずれかの交付を受けている人
乳幼児等医療	(外来) 0歳から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児など (入院) 0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児など
母子家庭医療	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または20歳に達する日の属する月の末日までの高校等在学中の児童を養育している母、または父とその児童および遺児

《ケース2》 高齢者夫婦の場合

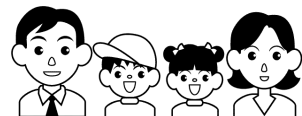


世帯主: Eさん(73歳)
 ・年金所得160万円
 ・固定資産税10万円
配偶者: Fさん(72歳)
 ・所得、固定資産税なし

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	(160万円 - 33万円) × 4.7% = 59,690円	(160万円 - 33万円) × 1.7% = 21,590円	-
資産割	10万円 × 26% = 26,000円	10万円 × 4% = 4,000円	-
均等割	26,000円 × 2人 = 52,000円	8,000円 × 2人 = 16,000円	-
平等割	21,000円	6,700円	-
合計	158,600円	48,200円	-

年税額 = 158,600円 + 48,200円 = 206,800円

《ケース1》 2人の小学生を持つ夫婦の場合



世帯主: Aさん(42歳)
 ・給与所得250万円
 ・固定資産税10万円
配偶者: Bさん(41歳)
 ・所得、固定資産税なし
子: Cくん(9歳)
子: Dちゃん(7歳)
 ・所得、固定資産税なし

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	(250万円 - 33万円) × 4.7% = 101,990円	(250万円 - 33万円) × 1.7% = 36,890円	(250万円 - 33万円) × 1.7% = 36,890円
資産割	10万円 × 26% = 26,000円	10万円 × 4% = 4,000円	10万円 × 4% = 4,000円
均等割	26,000円 × 4人 = 104,000円	8,000円 × 4人 = 32,000円	11,200円 × 2人 = 22,400円
平等割	21,000円	6,700円	7,000円
合計	252,900円	79,500円	70,200円

年税額 = 252,900円 + 79,500円 + 70,200円 = 402,600円

はい！ポーズ



やぶうち みゆう
矢野 海侑ちゃん
 1歳2カ月(白金)
 海侑の笑顔は皆を和ませてくれるね
 友達を沢山作って、優しい女の子に育ってね。
 父 光輔・母 幸子さん



あまの かずと
天野 一柊くん
 1歳3カ月(槻並)
 お姉ちゃんとお兄ちゃんが大好きな一柊くん、よく食べてよく寝てたくましく育ってね。
 父 一八・母 美絵さん

血糖値測定用穿刺(せんし)器具の不適切使用に対するお詫び

保健センターで糖尿病予防などの事業に使用する血糖値測定用の穿刺器具(指先に針で穴をあけるもの)について、針は1人ずつ交換し、皮膚に触れるキャップ部分は1回ごとに消毒して使用していましたが、平成18年4月に同器具を使用しないよう国から通知があった後も使用してしまいました。
 平成17年度以前に保健センターで同器具を使用した人は、下記へご連絡ください。感染症の検査を無料で実施いたします。
 なお、町ぐるみ健診などで実施した採血には、同器具は使用しておりません。
 問い合わせは、保健センター(766-1000)へ。

改正1 国民健康保険税の税率等を改正

医療技術の高度化による医療費の増加や、社会経済状況を反映した国民健康保

地方税法の改正や後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の創設にともない、平成20年度の国民健康保険制度が変わりました。これにあわせて、税率の見直し・保険税の軽減など、大きく制度改正を行いましたので、その内容についてお知らせします。
 問い合わせは、健康課(766-8781)へ。

国民健康保険税(以下「国保税」)の収入の伸び悩みにより、町の国民健康保険(以下「国保」)事業運営は非常に厳しい状況となっています。また後期高齢者医療制度の創設にともない、国保税の算定区分がこれまでの「医療区分」に充てられていた「介護区分」に加えて新たに「後期高齢者医療区分」が追加されました。これらの状況に対応するため、平成20年度から国保税の税率等を改正しました(表1参照)。

国保税の財源となる国保税の決め方については、その年度に必要となる総医療費から、国・県などが負担する金額や町の一般会計からの繰入金、病院などで患者が支払う自己負担分を差し引いた残りが1年間の国保税で賄われます。差し引いた残りが1年間の国保税で賄われます。これまでは、国保税の不具合にあたる国保特別会計の貯金にあたる国保特別会計の貯金から毎年取り崩し、事業運営を行っていましたが、平成16年度末に約2億2,500万円あった基金残高は、平成20年3月の時点で約1億6,000万円にまで減少し、このままでは国保事業が破綻してしまいうる危険な状況にあります。今年度から実施する特定健康診査や特定保健指導により将来の医療費の抑制に全力で取り組むこととしていますが、当面の国保税の維持安定を図るため、保険料を引き上げざるを得ない状況となっているので、ご理解をお願いいたします。

国保税の財源となる国保税の決め方については、その年度に必要となる総医療費から、国・県などが負担する金額や町の一般会計からの繰入金、病院などで患者が支払う自己負担分を差し引いた残りが1年間の国保税で賄われます。差し引いた残りが1年間の国保税で賄われます。これまでは、国保税の不具合にあたる国保特別会計の貯金にあたる国保特別会計の貯金から毎年取り崩し、事業運営を行っていましたが、平成16年度末に約2億2,500万円あった基金残高は、平成20年3月の時点で約1億6,000万円にまで減少し、このままでは国保事業が破綻してしまいうる危険な状況にあります。今年度から実施する特定健康診査や特定保健指導により将来の医療費の抑制に全力で取り組むこととしていますが、当面の国保税の維持安定を図るため、保険料を引き上げざるを得ない状況となっているので、ご理解をお願いいたします。

改正2

軽減適用方法の一部変更

世帯主および国保加入者の、前年の所得額の合計が「改正3」の軽減基準表の基準以下の場合、国保税の均等割および世帯割が表の区分に従って軽減されます。なお、これまで2割軽減に該当する人については、納税義務者による申請が必要でしたが、今年度から申請手続きが不要になります。

改正後の税率等について

改正後の税率等については、下表のとおりです。なお、国保税は、国保加入者のいる世帯主に課税されます。平成20年4月に国保から後期高齢者医療制度に移行した世帯主にも、世帯の中に国保加入者がいる場合は、平成20年度の国保税が課税されます。国保税の計算例は、左表をご参照ください。

《表1》 20年度税率表 (内は19年度の数値)

区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	基準総所得金額(前年中の総所得金額 - 33万円) × 税率	4.7% (5.8%)	1.7% (-) (1.7%)
資産割	26%	4%	4%
固定資産税相当額 × 税率	(30%)	(-)	(4%)
均等割	26,000円	8,000円	11,200円
国保加入者1人あたり	(26,000円)	(-)	(11,200円)
平等割	21,000円	6,700円	7,000円
1世帯あたり	(25,800円)	(-)	(7,000円)
課税限度額(最高限度額)	470,000円 (530,000円)	120,000円 (-)	90,000円 (90,000円)

～ 合計額が年税額
 介護分は40歳から64歳の国保加入者がいる世帯のみ課税

国民健康保険からのお知らせ

町長の資産を公開します

「政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例」および同規則に基づき、町長の資産報告書などが閲覧できます。
 とき 6月30日(月)～執行時間内
ところ 企画財政課秘書担当
公開する報告書 資産等補充報告書(平成19年12月31日現在所有分)、所得等報告書(平成19年分)、関連会社等報告書(平成20年4月1日現在)
 問い合わせは、同課秘書担当(766-8713)へ。

ふるさとバス参加者を募集

町内在住の皆さんに、町に対する理解を深めていただくため「ふるさとバス」を運行します。
 とき 7月4日(金) 午前9時40分 町役場正面ロビー集合(雨天決行)
見学場所 大野山のあじさい観賞、消防本部見学、道の駅いながわ
買利物
参加費 850円(保険代、昼食代ほか)
募集人数 30人(多数抽選)
持ち物 お茶、歩きやすい靴と服装
申込み・問い合わせ は、6月16日から同20日までに電話で総務課広報担当(766-8707)へ。

あじさい 昨年の大野山頂の

